

自動貸金庫利用規定

- ・「自動貸金庫」に関連するご利用については、本規定集によりお取扱いいたします。
- ・「生体認証貸金庫」のご利用については、「生体認証貸金庫にかかる規定」を適用します。

1. 自動貸金庫利用規定 …………… P 1
2. 生体認証貸金庫にかかる規定 …………… P 5

北見信用金庫

(令和8年3月9日公表)

自動貸金庫利用規定

1. 自動貸金庫の種類

自動貸金庫の種類は、以下の2種類があり設置店舗により異なります。

①. 標準タイプ

貸金庫カードを利用して、お1人で貸金庫室に入室し、お客さま鍵により貸金庫マス（以下「ボックス」という。）を開扉し、利用後、お客さまがボックスを格納する。

②. 全自動タイプ

貸金庫カードを利用して、お1人で貸金庫室に入室し、ボックスの搬出入操作を行い（ボックスは、ベルトコンベアーで自動的に運び込まれる。）お客さま鍵によりボックスを開扉し、利用後、ボックスは自動的に格納される。

2. 利用方法

自動貸金庫の利用方法は、次によります。

- ①. 自動貸金庫室へは、当金庫所定の方法により借主または借主があらかじめ届出た代理人を認証し、ドアを開錠して入室してください。当金庫の担当者は立会いたしません。
- ②. 自動貸金庫専用のボックスは、借主または借主があらかじめ届出た代理人が当金庫所定の方法により認証し、取り出しのうえ保管品をボックスから出し入れしてください。
- ③. ボックスの開錠、施錠は借主または借主があらかじめ届出た代理人の責任のもと自ら行い、所定の方法により格納してください。

3. 保管品の範囲

(1). ボックスには、次に掲げるものを収納することができます。

- ①. 公社債券、株券、その他有価証券
- ②. 預金通帳・証書、契約証書、権利書、その他重要書類
- ③. 貴金属、宝石、その他の貴重品
- ④. 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2). 当金庫は、前項各号に掲げるものについても相当の理由があるときは、収納をお断りすることがあります。

(3). 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ①. 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- ②. 危険物や変質・腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

4. 利用目的の確認

- (1). 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第3条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2). 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影等

の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

5. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する1月末日までとし、その契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

6. 使用料

- (1). 自動貸金庫の使用料は、当金庫所定の利用手数料表により1年分を前払いするものとし、毎年2月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2). 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から（翌2月分から）適用します。
- (3). 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料月割計算により返戻します。

7. 鍵および貸金庫カードの保管

ボックスの開閉鍵正副2個のうち、正鍵および貸金庫カードは借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのもと借主が原則契約印で封印し、封印後は当金庫の営業店では保管せず、本部所轄部署にて保管します。

8. ボックスの開閉等

- (1). ボックスの開閉をするときは、借主または借主があらかじめ届出た代理人が開閉することとし、当金庫はその開閉に関し、一切の責任を負いません。
- (2). ボックスの開閉または保管をするときは、ボックスが施錠されていることを確認してください。
- (3). ボックスの開錠および施錠は、正鍵を使用して行ってください。
- (4). 保管品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。ボックスはその場所以外へは持出さないでください。

9. 届出事項の変更

- (1). 本契約に使用している印章を失ったとき、または印章、氏名、代表者、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2). 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3). 貸金庫の契約の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。貸金庫の契約後も、貸金庫の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

10. 鍵または貸金庫カードの喪失時等の取扱い

- (1). 正鍵や貸金庫カードを失ったときのボックスの開閉は、当金庫所定の手続き後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2). 正鍵や貸金庫カードを失ったとき、または毀損したときは、錠前等の取替に要する費用や貸金庫カードの再発行費用を支払ってください。なお、当金庫がボックスの変更を求めたときは、直ちにに応じてください。

11. 鍵または貸金庫カードの確認

貸金庫室の入退およびボックスの開閉に関し、鍵や貸金庫カードの偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。なお、使用される鍵や貸金庫カードについて、当金庫は確認する義務を負いません。

12. 損害の負担等

- (1). 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により自動貸金庫設備に故障等が発生した場合には、ボックスの開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2). 前項の事由による保管品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。
- (3). 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

14. 解約等

- (1). この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参

し、当金庫所定の手続きをしたうえ「直ちにボックスを明渡し正鍵、貸金庫カードを返却」（以下「明渡し等」という。）してください。なお、正鍵または貸金庫カードを失った場合に解約するときは、本項のほか第10条に準じて取扱います。

(2). 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ「明渡し等」をしてください。なお、第5条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①. 借主が使用料を支払わないとき。
- ②. 借主について相続の開始があったとき。
- ③. 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる事由が生じたとき。
- ④. 店舗の改築、閉鎖、その他相当の事由があるとき。
- ⑤. 借主または代理人がこの規定に違反したとき。
- ⑥. 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約・使用されたことが明らかになったとき。
- ⑦. 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ⑧. 法令で定める本人確認等における確認事項や第4条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき。
- ⑨. マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき。

(3). 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡ししてください。

- ①. 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- ②. 借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③. 借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4). 前第2項または前第3項の「明渡し等」が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第6条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第6条第1項の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。

(5). 第1項・第2項または第3項の「明渡し等」が3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用してボックスを開庫のうえ、保管品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫はボックスの開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6). 使用料、遅延損害金、その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

15. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、借主または借主があらかじめ届出た代理人が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

16. 保管品の一時引き取り等

(1). 自動貸金庫の修繕または移転、その他やむを得ない事情により、当金庫が保管品の一時引き取りまたはボックスの変更を求め

たときは、直ちにこれに応じてください。

(2). 前項の事由が生じたときは、当金庫は借主にあらかじめ通知することにより当金庫の他の本支店にボックスの保管を委託することができるものとします。

17. 緊急措置

法令の定めるところによりボックスの開庫を求められたとき、または店舗の火災や保管品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用してボックスを開庫し、臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

18. 譲渡、転貸等の禁止

自動貸金庫の使用権その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、転貸または質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

19. 保証人

保証人は、この契約から生じるすべての債務について、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

20. 規定の変更

(1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和8年3月9日現在)

生体認証貸金庫にかかる規定

1. 生体認証

- (1) 生体認証とは、当金庫との間の貸金庫取引について契約者（以下「借主」）又は契約者があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」）が本人であることの確認手段の一つとして、借主又は代理人の手指の静脈パターンの情報（以下「手指静脈情報」といいます）を用いる当金庫所定の認証方式のことをいいます。
- (2) 当金庫所定の機器、操作及び手続により利用者の手指静脈情報を記録（記録した手指静脈情報を「生体認証情報」といいます）し、これを当金庫所定の機器により当該利用者の生体情報と照合するものとします。

2. 生体認証利用契約締結・生体情報の登録

- (1) 生体認証利用契約をするためには、あらかじめ当金庫の所定の方法で申込みが必要となります。なお、登録の際、本人確認資料その他当金庫所定の書類を提出するものとします。
- (2) 生体認証情報を当金庫所定の機器、操作により借主又は代理人が登録することにより生体認証による貸金庫取引が利用可能となります。
- (3) 生体認証情報の登録は、貸金庫取引の契約時に行うものとします。
- (4) 登録された生体認証情報の変更、削除及び確認を行う場合は、書面又は当金庫所定の方法によって当金庫へ届出てください。当金庫は、当金庫所定の手続き終了後に変更、削除及び確認を行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。

3. 取扱店の範囲

生体認証による貸金庫は、当金庫所定の店舗のみで取扱っています。取扱店の詳細はお取引店にお問合せください。

4. 貸金庫の開閉、生体認証情報の照合等

- (1) 生体認証による貸金庫は、当金庫所定の店舗のみで利用ができます。
- (2) 貸金庫取引を行う場合は、あらかじめ生体認証情報を登録した手指を当金庫所定の認証機器に置き操作してください。生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認した上で利用ができます。
- (3) 貸金庫の開閉は、利用者が正鍵を使用して行ってください。なお、閉扉後は、貸金庫の施錠を確認してください。
- (4) 貸金庫の格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (5) 当金庫所定の端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、当金庫所定の認証機器による生体認証情報の照合により、同一性を確認し、取扱いをしましたうえは、借主又は代理人自身が操作したものと、暗証又は生体認証情報につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負わないものとします。

5. 障害時の取扱い

暗証又は生体認証情報の照合等を行う当金庫所定の機器に障害が生じた場合、暗証又は生体認証情報を取得できないと当金庫が判断した場合、その他当金庫がやむを得ないと認める相当の事由がある場合は、暗証及び生体認証を利用した貸金庫取引の受付を一時中止する場合があります。この場合、当金庫に故意又は重大な過失がある場合を除き、当金庫は責任を負わないものとします。

6. 代理人による利用

- (1) 当金庫が認めた場合は、借主は生体認証による貸金庫の利用につき代理人を届け出ることができます。
- (2) 前項の場合、代理人は借主ご本人が同席のうえ、代理人の生体認証情報を登録するものとします。
- (3) 代理人の生体認証による貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。

7. 個人情報等

借主及び代理人は、当金庫が、生体認証による貸金庫取引を提供するにあたり、本人確認を行うために、以下について同意するものとします。

- (1) 借主及び代理人が次に該当する場合に、当金庫が借主又は代理人の生体認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。
 - ① 当金庫所定の機器にて生体認証情報を登録するとき
 - ② 生体認証情報の変更・削除・確認をするとき
 - ③ 生体認証による貸金庫取引を取りやめるとき
- (2) 借主及び代理人が生体認証情報を用いて貸金庫取引を行うときに、当金庫が借主又は代理人の生体認証情報を取得・利用・廃棄すること。

8. 生体認証利用契約の解約

生体認証利用契約は貸金庫契約が解約になった場合、解約となります。

借主ご本人からのお申し出による他、貸金庫契約が、別に定める自動貸金庫規定にもとづき解約される場合も含まれます。

9. 規定の適用

この特約に定めのない事項については、自動貸金庫利用規定、手動貸金庫利用規定により取り扱います。

10. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(令和2年3月2日現在)